行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	園芸畜産課	整理番号	11–2
許認可等の種類	漁場改善計画の変更の認定				
根拠法令条例等· 条項	持続的養殖生産確保法第第5条第1項				
許認可等の概要	漁業協同組合等の漁場改善計画変更の認定				
審査基準 (未設定の場合は その理由)	受けなければなら 2 都道府県知事 項の規定による変 。)に従って養殖漁 きる。 3 前条第三項及	変更等) ・項の認定を受けた ・係る漁場改善計しない。 は、認定漁業協同 ・更があったときは ・現の改善を行って	た漁業協同組合等 画を変更しようとす 組合等が前条第一 、その変更後のも でいないと認めると は、第一項の認定に	-項の認定に係る; の。以下「認定漁場 きは、その認定を [〕]	漁場改善計画(前 湯改善計画(よいう
基準の制定根拠	_				
標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	処分の先例がなく	、具体化するのが	困難		
期間の制定根拠	_				